資料1

第１８１回愛知県市長会議

提出議案

（未定稿）

第１８１回　愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	表　題	提出ブロック	頁
第１号	国産クラウド事業者の育成について	西尾張	3
第２号	マイナンバー法等の一部改正に伴う事務への財政支援について	東尾張	4
第３号	流域治水の本格的実践にむけた財源確保と補助制度の拡充について	西尾張	5
第４号	「緊急防災・減災事業債」の恒久化について	西三河	6
第５号	災害時に活用するトイレトレーラー導入経費に係る財政支援について	西三河	7
第６号	介護保険制度における要介護認定の見直しについて	西三河	8
第７号	国民健康保険基盤安定負担金事業（保険者支援分）の拡充について	西尾張	9
第８号	全国一律で行うべき少子化対策の推進について	西三河	１０
第９号	インクルーシブ保育に係る財政措置について	西尾張	１１
第10号	地域医療を担う病院における勤務医の確保について	東尾張	１２
第11号	ＨＰＶワクチンキャッチアップ接種の期間延長について	東尾張	１３
第12号	ＨＰＶワクチンの男性への公的接種実施について	東尾張	１４
第13号	重要港湾衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における新たなふ頭整備について	西三河	１５

議案番号	表　題	提出ブロック	頁
第 14 号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について	名古屋 東尾張	１６
第 15 号	リチウムイオン電池等の適正処理について	東尾張	１７
第 16 号	学校給食費の無償化について	東三河	１８
第 17 号	ＧＩＧＡスクール構想推進のための財政支援拡充について	東三河	１９
第 18 号	学校施設の整備に対する財政支援の拡充について	知多	２０
第 19 号	学校施設における屋内運動場の空調設備の設置に対する財政支援について	西尾張 東尾張	２１

第１号議案

国産クラウド事業者の育成について

西尾張ブロック　提出

自治体情報システムの標準化では、ガバメントクラウドに住民基本台帳など 20 業務システムを移行します。現時点のクラウド提供事業者は、アマゾン、マイクロソフト、グーグル、オラクルの米ＩＴ企業であり、自治体が支払う利用料は、オラクルを除き、ドル建てとなっています。一宮市の場合、現時点で想定される年間クラウド利用料は 130 万ドルとなっており、為替レートが５円変動すると、650 万円もの差が生じます。

国は、クラウド利用料に関して、令和６年度は国負担、令和７年度からは自治体が支払うことで進めており、自治体の負担軽減のため、共同利用による大口割引や長期継続割引を適用予定としています。

システムの標準化は、運用経費の３割削減を目標とされていますが、クラウド利用料は自治体にとって大きな負担となることから、選択肢を増やし、少しでも競争原理を働かせることは重要です。

また、ガバメントクラウドは、重要な個人情報を保管するものであり、サイバー攻撃やデータ流出など情報セキュリティの面で住民の安心感を得ることや、外資企業が撤退した場合の受け皿が現状では無いことから、国産のクラウド事業者の育成が望まれます。

よって、国におかれては、**ガバメントクラウドについて、住民の安心感や自治体経営の安定化、また競争環境を整えることで利用料の低廉化を図るため、国産クラウドの育成を要望します。**

第２号議案

マイナンバー法等の一部改正に伴う事務への財政支援について

東尾張ブロック　提出

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により「戸籍法」等が改正され、戸籍の氏名の振り仮名の記載が法制化され、住民票及び戸籍の附票についても公証された氏名の振り仮名が記載されることから、戸籍情報システム、戸籍附票システム及び住民基本台帳システムの改修が必要となりました。

システム改修に係る国庫補助金は、改修内容によって法務省と総務省に所管が分かれており、法務省所管分は全額補助となるものの、マイナンバーカード関連の総務省所管分については、人口規模に応じて補助の上限額が設けられており、不足分は市費でまかなうことになっています。

また、戸籍の振り仮名記載に伴い、戸籍に記載されている者への氏名の振り仮名確認等の事務についても、今後費用の発生が見込まれますが、国庫補助金については示されていない状況です。

よって、国におかれては、**システム改修に係る国庫補助金について、人口規模に応じて上限額を設定するのではなく、全額国庫負担とするなど十分な財政措置を行うとともに、振り仮名の確認に要する事務費等、今後必要となる費用に対しても、十分な財政措置を行うよう要望します。**

第３号議案

流域治水の本格的実践にむけた財源確保と補助制度の拡充について

西尾張ブロック　提出

気候変動による短時間強雨や大雨等による浸水被害の増加、内水氾濫による危険性が増大しており、治水対策が喫緊の課題となっています。

また、今後は、将来の気候変動を踏まえた流出抑制対策や貯留機能の強化といったハード整備の加速化と推進も求められています。

しかしながら、現在、流域貯留浸透事業に対する国からの防災・安全交付金の補助率は１／３となっていますが、実際の配分においては補助率を大きく下回っており、財源の確保が課題となっています。

よって、国におかれては、**流域治水の本格的実践にむけて、必要な予算・財源を確保するとともに、全ての流域において、特定都市河川流域なみへの補助率の嵩上げなど流域貯留浸透事業の補助制度を拡充するよう要望します。**

第４号議案

「緊急防災・減災事業債」の恒久化について

西三河ブロック　提出

「緊急防災・減災事業債」は、東日本大震災を教訓に、地方公共団体が喫緊の課題である防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震事業などに取り組めるよう、平成２３年度に創設され、令和３年度の地方債計画において、新たに「避難所における新型コロナウイルス感染症対策」等を追加したうえで、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、令和７年度まで期限が延長されたところです。

近年多発している気候変動の影響等による集中豪雨の増加、更には南海トラフ巨大地震等の発生が危惧される中、地方公共団体が計画的に防災・減災対策に取り組んでいくためには、「緊急防災・減災事業債」の期限を廃止し恒久化することが必要となります。

よって、国におかれては、**地方公共団体が国土強靭化対策を着実に推進できるよう「緊急防災・減災事業債」の恒久化及び対象事業の拡充並びに当該地方債資金の確保を図っていただくことを要望します。**

第５号議案

災害時に活用するトイレトレーラー導入経費に係る財政支援について

西三河ブロック　提出

震災時における被災者の健康に直結する問題として、水不足と併せてトイレ不足の問題があります。令和６年能登半島地震において、避難所のトイレが十分に確保されない、またトイレを利用するため行列に並ばなければならないことから、飲み物の摂取を我慢するといった報道がなされております。

避難所のトイレは、各自治体や避難所が確保するものですが、それだけでは決して十分とは言えず、全国各地からトイレトレーラーを被災地に派遣する支援が広がっております。

しかしながら、トイレトレーラーは１台当たり 1,500 万円から 2,500 万円程度の導入経費や維持管理費が必要となることから、災害時のトイレ確保が問題視されていても、導入している自治体は少ないのが実態です。

トイレトレーラーの購入費（起債対象事業費に限る）については、財源の全てを「緊急防災・減災事業債」で充当することができ、その元利償還金の７０％が基準財政需要額に算入されますが、地方交付税の不交付団体にとっては、財政負担の軽減がされるものではありません。

日本において災害がないと断言できる地域はなく、全ての自治体が被災する可能性があり、その対策が求められています。また、愛知県では南海トラフ地震の発生が危惧されており、避難所における良好な生活環境の確保が喫緊の課題となっております。

よって、国におかれては、**全国一律の災害時に活用するトイレトレーラー導入経費に対する国庫補助制度の創設を要望します。**

第６号議案

介護保険制度における要介護認定の見直しについて

西三河ブロック　提出

要介護認定の申請件数は、岡崎市では「新規」が約３割、「区分変更」が約１割で、残りの約６割が「更新」であり、今後 2040 年に向けて高齢者（認定者）の増加が進む中、「更新申請」もそれに比例して増加が想定されることから、認定調査が今以上に困難になることが見込まれます。

要介護認定は、制度上、申請から 30 日以内に認定結果を通知しなければならないとされていますが、認定調査員の不足や高齢化、認定調査の長時間化などにより、多くの自治体において認定結果の通知まで 40 日以上を要しています。

また、更新申請中に現認定の有効期間を過ぎてしまうと、申請者は、暫定サービスを利用していただくこととなりますが、想定していた要介護状態区分よりも低い区分の認定が出ると、利用者負担額の一部又は全部が保険適用とならず、自己負担となる場合があるため、ケアマネジャーは利用者にその旨説明し、了承していただいたうえで、暫定ケアプランを作成する必要があります。

よって、国におかれては、**介護保険制度における要介護認定の更新申請について、認定調査をケアマネジャーのモニタリングの際の調査とする、又は主治医の意見書のみによる審査とする、さらに認定有効期間を廃止する等、更新申請（認定）の簡素化を要望します。**

第７号議案

国民健康保険基盤安定負担金事業（保険者支援分）の拡充について

西尾張ブロック　提出

国民健康保険は、構造的に保険税（料）負担能力の低い低所得者層の加入割合が高く、中間所得者層の負担が相対的に重いものとなっています。

このため、平成１５年度から、中間所得者層の負担軽減を図る目的で「基盤安定制度（保険者支援分）」が創設されました。

この制度は、保険税の低所得者軽減の対象者数に応じて、１人当たりの平均保険税額の一定割合（国の係数）を公費で補填するもので、平成２７年度から国の係数の引上げにより拡充が図られたところです。

しかしながら、保険財政を県が担う一方で、現在でも市町村ごとに国保運営が成り立つように保険税率を定めなければなりませんが、保険税の増税への理解が得られず、苦慮しているところです。

よって、国におかれては、**国民健康保険基盤安定負担金事業について、支援額を算定する際の国の係数（支援割合）を引き上げることにより、基盤安定負担金の増額を要望します。**

第８号議案

全国一律で行うべき少子化対策の推進について

西三河ブロック　提出

国が次元の異なる少子化対策を推進するために示した「こども未来戦略」において、児童手当の拡充や保育士の配置基準見直し、「こども誰でも通園制度」などの子育て支援策が打ち出されているほか、学校給食費の無償化の実現に向けた検討を行うこととされています。

人口減少問題を巡っては、自治体経営の観点から各地方自治体でも地域の実情に応じた様々な取組みが進められていますが、少子化傾向を反転するためには、社会構造を変えていく必要があり、上記のような施策は全国一律で分け隔てなく実施していく必要があります。

よって、国におかれては、**「こども未来戦略」に基づく少子化対策において、地方自治体が実務を担う行政サービスに関する施策については、速やかに事業スキームを示し、自治体における実施体制の確立や人材確保を支援するとともに、地方の新たな財政負担とならないよう、国の責任においてすべての財源を確保するよう要望します。**

第９号議案

インクルーシブ保育に係る財政措置について

西尾張ブロック　提出

稲沢市では、出生児童数の減少等から保育園の再編を進めていますが、それに伴い支援が必要な児童を公立保育園で受け入れる数が減少しています。一方で、障害の有無に関わらず、被虐待児、アレルギー児、外国籍児等、支援が必要な児童は年々増加しています。その結果、障害児保育指定園以外の民間保育園においてもそうした児童を受け入れざるをえず、加配に係る費用は園持ち出しで対応せざるを得ない状況が生じています。

そうしたことから、稲沢市では、令和６年度から障害児保育指定園制度を廃止し、市内の公立・私立全ての保育園等で障害児を受け入れるとともに、障害児に限らず支援が必要な児童に対し、「個」ではなく園という「環境」全体で支援するインクルーシブ保育を目指した発達支援の実施を考えています。具体的には、特に安全面において支援が必要な児童には発達支援担当保育士を加配して個別に支援するとともに、２歳児以上の園児の人数に応じて園全体に発達支援保育士を加配、そのうちの一人を保育支援者(保育の周辺業務を行う保育士免許不保持の方)とする予定です。

しかし､そうした取組みを支援する国の補助メニューは無く、市からの民間保育園への支援が一般財源となるため、障害児保育に係る交付税措置があるものの、市の財政負担は非常に大きいものとなります。将来に向けた十分な財政措置の担保がなければ、障害児受け入れやインクルーシブ保育の理想実現に理解を示しておられる民間保育園等の意欲を低下させる要因になりかねません。

よって､国におかれては､**障害者手帳を保持していない発達障害児が年々増加している状況に鑑み、障害児保育に係る財政措置をさらに拡充するとともに、インクルーシブ保育への転換に対応する支援制度の見直しを行うよう要望します。その場合、安定的な専門人材確保や施設・設備の整備等に係る支援については、地方交付税措置ではなく国庫補助金など、全額国庫負担で措置するよう併せて要望します。**

第１０号議案

地域医療を担う病院における勤務医の確保について

東尾張ブロック　提出

2024 年 4 月から医師の時間外労働の上限規制が適用されますが、医師の地域的偏在や診療科の偏在が解消されないまま、医師の働き方改革が進められているため、医師不足がより顕著になってきています。また、大学の医学部の定員削減の動きもあり、医師不足を助長する可能性もあります。

そのような中、勤務医が、収入や勤務時間などの処遇を考えて、民間の医師派遣会社等に流出したり、開業を選択することも、市民病院など地域医療を担う病院での医師不足の一因となっています。

よって、国におかれては、**診療科の偏在対策と大学医学部の定員維持を要望します。**

また、地域医療を守るため、勤務医の一層の処遇改善と開業する場合も地域医療を担う病院での一定年数の勤務の義務付け、開業制限などを併せて要望します。

第１１号議案

HPV ワクチンキャッチアップ接種の期間延長について

東尾張ブロック　提出

国は、HPV ワクチン（子宮頸がんワクチン）接種の積極的な勧奨を差し控えたことにより接種の機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保するため、無料でワクチンを接種する機会をキャッチアップ接種事業として提供しています。

小牧市では、対象者に対して、キャッチアップ事業に関する周知や終了時期をお知らせしているところですが、接種対象者の推定接種率は約 11％となっています。

また、厚生労働省が HPV ワクチン接種対象者及びその保護者に対して行った「HPV ワクチンに関する調査」（令和５年７月公表）によれば、子宮頸がんや HPV ワクチンに対する理解を確認する項目で「HPV ワクチンのリスクについて十分な情報がなく、接種する／させるかどうか決められない」という設問に対して、全体の５１％が「そう思う」、「非常にそう思う」と回答しています。また、「今後、あなた／娘に HPV ワクチンを接種したい／させたいと思いますか」という設問に対しては、全体の２９％が「あまり接種させたくない」、「強く接種させたくない」と回答しており、全体の４２％は「わからない」と回答していることから、安全性に関する不安感が接種率を低迷させる要因になっていると考えられます。

よって、国におかれては、**ワクチンの安全性や有用性について、一層積極的な情報発信により対象者の不安感の払拭に努めるとともに、令和７年３月末に終了するキャッチアップ接種事業について、令和７年度以降も継続するよう要望します。**

第１２号議案

HPV ワクチンの男性への公的接種実施について

東尾張ブロック　提出

HPV 感染を防ぐ HPV ワクチンは、小学校６年生から高校１年生相当の女性を対象に定期接種化されているところです。

しかしながら、HPV は女性の子宮頸がんの原因であるとともに、男性においても性感染症やがんを引き起こす原因となっています。

よって、国におかれては、**HPV に感染した男性との性交渉による女性への感染及び子宮頸がんの発症を防ぐとともに、男性の性感染症やがんを防止し、接種を希望する者や保護者の経済的負担を軽減するため、HPV ワクチンの男性への公的接種（定期接種化）を要望します。**

第１３号議案

重要港湾衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における新たなふ頭整備について

西三河ブロック　提出

衣浦港では、バイオマス発電や紙製品の需要増から、木材チップの輸入が急増しており大型化する船舶への対応や、ふ頭用地と一体で利用できる岸壁の不足といった課題が顕著となっています。

現状、衣浦トンネル以北の航路は、水深マイナス１１メートルとなっており、木材チップ船の大型化により、中央ふ頭西岸壁で一部を荷卸してから亀崎ふ頭に接岸する、いわゆる２地区卸しを行っており、非効率な荷役形態を改善する必要があります。

さらに、碧南火力発電所における燃料アンモニアの受入は、衣浦港のみならず中部圏の水素・アンモニア供給拠点となり、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け産業界をけん引する役割を果たしますが、拠点となる公共岸壁の整備が進んでいません。

加えて、本年１月に発生した能登半島地震を始め、全国各地で災害が頻発しており、衣浦港においては南海トラフ地震などの大規模災害発生時における背後圏への緊急物資の受け入れに必要な耐震強化岸壁も不足しております。

衣浦港では大型船への対応や脱炭素化など、選ばれる港湾を目指して港湾計画に基づく新たな国際ターミナルを早期に整備する必要があります。

よって、国におかれては、**衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）に、水深マイナス１２メートルの耐震強化岸壁を有し、国際海上貨物の取扱拠点となる新たなふ頭を早期に整備することを要望します。**

第１４号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

戦前から戦後にかけて、貴重な燃料として大規模に採掘されていた亜炭鉱は、石油等の輸入増大により、昭和４０年代にその全てが閉鎖されました。

それ以降、採掘跡（亜炭鉱廃坑）に起因する陥没被害が度々発生しており、その都度復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らすことができません。

巨大地震への対策等、安全なまちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑跡の調査やそれに伴う充填工事を迅速に行うことが必要です。

また、土地区画整理事業の施工区域内に亜炭鉱廃坑が存在する地区においては、土地区画整理組合が厳しい経営状況にもかかわらず、亜炭鉱廃坑への対策費用の負担を強いられ、事業に支障をきたすといった状況も発生しております。

よって、国におかれては、**民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の早期創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

第１５号議案

リチウムイオン電池等の適正処理について

東尾張ブロック　提出

リチウムイオン電池やバッテリーは、不燃ごみ等への混入の増加により、収集車両・処理施設（中間処理含む）等での発火・火災等が頻発し、安全上の課題となっています。

ごみ収集中の火災は、周辺の住宅や住民に被害を及ぼす恐れがあるほか、処理施設（中間処理含む）が火災で被害を受ければ、ごみ処理が滞るとともに、多額の修繕費用が必要になります。

よって、国におかれては、**リチウムイオン電池使用機器の廃棄については、拡大生産者責任の観点から、製造事業者に対して、リサイクルが容易な製品製造や適切な回収・処理に関する指導を行うとともに、適正処理の仕組みの確立、適切な廃棄方法に関する国民への周知を徹底することを要望します。**

第１６号議案

学校給食費の無償化について

東三河ブロック　提出

近年、各自治体が独自に学校給食費の無償化を実施する事例が増えています。しかしながら、義務教育に係る保護者の経済的な負担について、居住している自治体によって格差が生じることは望ましくありません。

また、学校給食施設・設備の維持管理費や人件費だけではなく、特に食材費の高騰が続く昨今においては、その食材費も自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがあります。

こうした自治体間格差を生じさせないためには、財政支援など国の関与が不可欠であります。

よって、国におかれては、**義務教育における学校給食費の保護者負担について、自治体間格差が生じないよう、全国一律の制度とし、国の財政負担により完全無償化を実現するよう要望します。**

第１７号議案

ＧＩＧＡスクール構想推進のための財政支援拡充について

東三河ブロック　提出

タブレット端末の導入から４年目となり、利活用が進む中、タブレット端末の破損や故障等が急激に増加しています。修繕費が購入費を上回るものも多く、自治体にとって大きな負担となっています。

また、タブレット端末の利活用促進に伴い、インターネット接続トラブルも増加しており、回線増強や増強後の通信費などのランニングコストに係る費用も増加しています。

今後、自治体間の格差なくＧＩＧＡスクール構想を推進させていくためには、故障等へ対応するための補償費や端末修繕費、通信費などのランニングコストを含めた包括的な財政支援が不可欠となります。

また、ＧＩＧＡスクール運営支援センターでは、タブレット端末のトラブル、通信トラブルへの対応だけでなく、ソフトウェアの設定など各学校への支援を行っています。

これらの支援は、子どもたちがタブレット端末を使った学習を継続していく限り必要な支援となりますが、この運営支援に係る国庫補助は令和６年度までとされています。

次期タブレット端末の更新を控えていることや、今後小学校入学と共にタブレット端末の活用が日常となることから、令和７年度以降も継続した財政支援が必要となります。

よって、国におかれては、**タブレット端末活用のための包括的な財政支援を要望するとともに、ＧＩＧＡスクール運営支援センターに係る財政支援の継続を併せて要望します。**

第１８号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充について

知多ブロック　提出

小中学校施設の老朽化は深刻な状況となっており、早期に施設の長寿命化を図り、児童生徒が安心して通える環境を整備することは喫緊の課題となっています。

国の「学校施設環境改善交付金」において、交付金の算定割合は１／３となっていますが、１㎡当たりの建築の単価等が単価種別により定められており、知多市での直近の長寿命化改良事業での交付実績においては、実工事費の１／７以下の交付額となっており、市の財政負担が大きくなっています。

また、学校施設に求められる機能は多様化してきており、老朽化対策だけでなく、夏の暑さ対策やバリアフリー化等の対応も求められています。

地方財政は逼迫しており、現在の単価で、これらの工事を実施していくには莫大な費用が必要となります。今後、複数校の工事を同時期に進める余裕はなく、改修工事が求められる学校施設全てにおいて事業が完了するには、相当の年数を要することとなります。

また、近年の建設工事では、建設資材の高騰だけでなく、アスベスト対策や建設工事の週休２日制等により年々工事費が上昇しています。

よって、国におかれては、**小中学校施設整備における学校施設環境改善交付金について、実勢価格に応じた建築単価等となるよう交付金算定単価の引上げを要望します。**

第１９号議案

学校施設における屋内運動場の空調設備の設置に対する財政支援について

西尾張ブロック
東尾張ブロック　提出

空調設備は、学校施設の普通教室や特別教室に次いで、避難所機能や生涯学習施設機能も有する屋内運動場への設置が望まれているところです。

屋内運動場への空調設備の新設については、断熱性の確保を前提に、令和５年度から、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の期間である令和７年度までの間、学校施設環境改善交付金の国庫補助率を１／３から１／２に引き上げていますが、令和７年度までに空調設備の設置を完了することが難しい状況となっています。

また、屋内運動場に係る空調設備の設置は、アリーナへの設置かつ断熱工事を併せた工事でなければ、交付金の対象外とされています。

よって、国におかれては、**学校施設環境改善交付金の大規模改造（空調（冷暖房設備））事業について、令和７年度までとなっている国庫補助率の引き上げ期間を延長するとともに、屋内運動場の控室への空調設備の設置や、スポットクーラーの導入など、多彩な学校体育環境整備へ補助対象を拡充するよう要望します。**